

充当残高ポイントプログラム利用規約

2020年5月21日

中部テレコミュニケーション株式会社

第1条. (本規約の適用)

充当残高ポイントプログラム利用規約(以下「本規約」といいます。)は、中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます)が、充当残高ポイントプログラム(以下「本プログラム」といいます)の対象者(以下「会員」といいます)に対し、充当残高ポイントのコミュファ光サービス月額料金相当への充当サービス(以下「料金充当」といいます)を提供するプログラムについて定めます。

- 2 本プログラムは、本規約の他、当社が別途定める諸条件(以下「個別条件」といい、本規約と個別条件とを併せて以下「本プログラム提供条件」といいます)に基づき実施、運営されます。なお、本規約の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第2条. (本規約の変更)

当社は、民法の定めに従い、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。

第3条. (会員)

本規約において会員とは、当社が別途定める契約約款「光ネットサービス(プロバイダー一体型)契約約款」および「光ネットアクセスサービス(プロバイダ選択型)契約約款」(以下「光ネット約款」といいます)に定める「光ネットサービス契約」会員をいいます。

- 2 当社は、本規約第13条(会員の資格の喪失)に基づき会員を本プログラムから退会させることがあります。
- 3 会員は、本プログラム提供条件を遵守するものとします。

第4条. (充当残高のチャージ申請)

会員は、別途当社の定める方法にて充当残高をチャージ申請することができます。

第5条. (充当残高の充当対象)

会員は、以下に定める代金に対して、充当残高を充当することができます。この場合の詳細の条件(充当残高、適用時期、適用コース等)については、My コミュファ画面、当社所定のホームページ、その他当社が定める方法で提示される条件によるものとします。なお、会員は、充当残高チャージ申請を撤回することはできないものとします。

- (1) コミュファ光サービス利用料金
- (2) その他、別途当社が定める商品、サービス等

第6条. (充当残高チャージ申請方法)

会員は、My コミュファ画面から事業者ごとに管理されるポイント(以下「各ポイント」といいます)の利用を申請するものとします。

第7条. (特典商品等)

当社は、会員が各ポイントを利用して得た物品・サービス等に対して、如何なる責任も負わないものとします。

第8条. (充当残高チャージ申請の単位)

会員は、各ポイントを充当残高へチャージする場合、1,000P(1,000 円相当)以上(以降 100P(100 円相当)単位)でチャージ申請することができます。

第9条. (コミュファ光サービス利用料金への充当)

会員は、各ポイントを充当残高チャージした場合、充当残高に蓄積されたポイントをコミュファ光サービス回線の請求金額に対して当社が指定した期間で充当することができます。充当は、チャージ完了翌月の請求金額より適用されます。ただし、チャージ完了が当月 26 日以降の場合は、翌々月の請求金額より適用されます。

- 2 充当する月の請求金額が充当金額を下回った場合、充当しなかった金額相当は翌月以降の料金充当に繰り越されます。
- 3 充当残高の充当適用後のキャンセルおよび解約はできません。
- 4 その他の詳細条件については、My コミュファ画面、その他当社が定める方法で提示される条件によるものとします。

第10条. (充当残高の失効)

充当残高は以下に定める条件に該当した場合、失効となります。その場合、会員が保有していた充当残高相当額の返金対応等を行いません。

- (1) コミュファ光ネットサービスの契約を解約された場合。
- (2) 充当残高をチャージ申請し、充当残高に追加されてから 10 年経過後の月末。

第11条. (入会金、年会費)

本プログラムの入会金や年会費は無料とします。

第12条. (会員情報の取り扱い)

当社が本プログラムの提供にあたり取得する会員の情報およびその利用目的については、当社の定める「プライバシーポリシー」および「個人情報保護方針」に従うものとします。

第13条. (会員の資格の喪失)

会員が以下のいずれかに該当する場合、会員資格を失います。また、会員が会員資格を失った場合、その時点で会員が保有していた充当残高は全て失効するものとします。

- (1) 光ネット約款第 20 条の規定に違反した場合
- (2) 本規定等に違反した場合等、当社が会員として不適格であると判断した場合

第14条. (本プログラムの停止または終了)

当社は、当社の都合により、本プログラムの一部またはすべてを停止または終了することがあります。

第15条.(法令に規定する事項)

本プログラムの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第16条.(準拠法)

本プログラムに関する準拠法は、日本国法とします。

附則

本利用規約は、2020年5月21日から実施します。